

ご存知ですか？ 整骨院・接骨院のかかり方

後期高齢者医療保険は**整骨院・接骨院**で
「使える場合」と**「使えない場合」**があります。

近年、整骨院・接骨院が皆さんの身近にあり気軽にご利用になる方が多くなってきていますが、施術を受ける場合、後期高齢者医療保険が「使えるもの」と「使えないもの」が決められています。

施術を受ける際には、負傷原因を正確に伝え、柔道整復師へのかかり方をご理解していただきますようご協力をお願いいたします。

骨折
(こっせつ)



脱臼
(だっきゅう)



保険証が 「使える場合」

※医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲および捻挫など（いわゆる肉離れを含む。）と診断または判断され施術を受けたときに保険証が使えます。ただし、骨折および脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

捻挫
(ねんざ)



打撲
(たぼく)



挫傷(肉離れ)
(ざしょう)



※骨・筋肉・関節のケガや関節の痛みで、その負傷原因がはっきりしているときも保険証が使えます。

単なる
肩こり・筋肉疲労



保険証が 「使えない場合」

内科的原因からくる
疾患



脳疾患後遺症などの
慢性病



症状の改善が見られない
長期の施術



加齢からくる
症状



整骨院・接骨院で後期高齢者医療保険を使うときの注意点

■柔道整復師の施術を受ける際の注意事項

1. 負傷原因を正確に伝えてください。

負傷原因が外傷性でない場合や労働災害・通勤災害の場合は、後期高齢者医療保険が使えませんので、どのような原因で負傷したかを柔道整復師に正確に伝えてください。また、交通事故等の第三者による負傷で施術を受ける場合は、必ず市町村役場に届出をお願いいたします。

2. 療養費支給申請書には、内容を確認してから必ず自分で署名又は捺印してください。

3. 施術が長期間になり、症状の改善が見られない場合は、内科的要因が考えられますので、かかりつけの医師に相談しましょう。

4. 領収証は大切に保管してください。

平成22年9月1日以降の施術分から、領収証（保険分合計及び一部負担金並びに保険外の金額の内訳が分かるもの）の無償交付が義務化されました。

ご協力をお願いいたします。

整骨院・接骨院で施術を受けられた月の日付に○を記入し、大切に保管してください。
(下記の表を、受診日の確認にお使いください。)

() 月に受診月を記入し、受診日に○をしましょう。

() 月

1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日
17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	

() 月

1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日
17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	

() 月

1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日
17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	

() 月

1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日
17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	

群馬県後期高齢者医療広域連合

コールセンター：株式会社コアジャパン療養費事務センター 0120-18-0231